

資 料 提 供	
平成 2 8 年 5 月 2 3 日	
担 当 課 (担 当 者)	財 政 課 (岩 崎)
電 話	0857-26-7043

平成 2 8 年 5 月 定例県議会付議案

議案第 1 号 平成 2 8 年度鳥取県一般会計補正予算

議案第 2 号 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての 県費負担に関する条例の一部改正について（地域振興課）

公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における公職の候補者の選挙運動用自動車の使用等に関する公営制度の基準額が引き上げられたことに鑑み、県議会議員選挙及び県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に係る基準額を引き上げるものである。

[公布施行]

議案第 3 号 鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について (子育て応援課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、平成 32 年 3 月 31 日までの間、保育所及び認定こども園の職員配置基準を弾力化するため、所要の改正を行うものである。

(概 要)

①鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正

ア 保育所に置く職員の配置基準について、平成 32 年 3 月 31 日までの間の特例措置として次の措置を講ずる。

(ア) 朝夕等の児童が少数となる時間帯の職員配置の弾力化

(イ) 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

(ウ) 8 時間以上開所する場合における職員配置の弾力化

イ 保育所の設置者は、配置基準の弾力化により活用する職員には、保育の質を確保するために必要な研修を受けさせなければならないこととする。

②鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正

認定こども園に置く職員の配置基準について、①と同様の措置を講ずる。

[公布施行]

議案第 4 号 鳥取県基金条例の一部改正について（財政課、就業支援課）

企業版ふるさと納税制度が創設されたことに伴い、企業から鳥取県未来人材育成基金への寄附金が同制度の対象となるよう、同基金の設置目的に奨学金の返還支援事業を行うことを明記するものである。

[公布施行]

議案第 5 号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県教育センター一進上路）について（教育センター）

相 手 方：鳥取市

貸 付 財 産：普通財産

所在地	種 類	数 量
鳥取市湖山町北五丁目 203 番ほか 4 筆	土 地	1,602.79 m ²

貸 付 期 間：平成 28 年 9 月 29 日から平成 33 年 9 月 28 日まで

無償貸付理由：市道として利用されている教育センター敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けるものである。

報 告 事 項

報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について

(1) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部改正について (平成28年3月24日専決)

(長寿社会課、子ども発達支援課)

介護保険法の一部改正に伴い、条例中引用している同法の条項等の改正を行うものである。
(改正する条例)

- ・鳥取県軽費老人ホームに関する条例
- ・鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例
- ・鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例

[平成28年4月1日施行]

(2) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成28年3月24日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：借受者 1名 連帯保証人 1名

和解の要旨：和解の相手方は、連帯して未返還金及び督促申立費用等 383,722 円について、平成28年4月から全額返還するまで毎月 15,000 円ずつ県に支払うこと。

(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る和解について (平成28年3月24日専決)

(人権教育課)

和解の相手方：借受者 1名

和解の要旨：和解の相手方は、未返還金及び督促申立費用等 228,757 円について、平成28年5月から全額返還するまで毎月 10,000 円ずつ県に支払うこと。

(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年3月25日専決) (道路企画課)

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 71,428 円 (県過失 10 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成27年10月15日、和解の相手方が、主要地方道鳥取福部線を普通乗用自動車で行中、マンホールの蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (平成28年3月25日専決) (道路企画課)

和解の相手方：日南町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 306,166 円 (県過失 6 割) を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成28年1月18日、和解の相手方が、一般国道183号を軽乗用自動車で行中、沿道の斜面から路上に落下していたモルタル塊に衝突し、同車両が破損したものである。

(6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (平成28年3月29日専決)

(人権教育課)

相手方：借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者の連帯保証人に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年3月31日専決）（道路企画課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 14,000 円（県過失 7 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：平成 28 年 2 月 7 日、和解の相手方が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を普通乗用自動車
で走行中、舗装の剥がれにより生じたアスファルト片に乗り上げ、同車両が破損し
たものである。

(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年4月18日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 83,160 円及び人身損害に対する損害賠償金
1,114,554 円を和解の相手方に支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 27 年 10 月 6 日、境港警察署の職員が、公務のため小型特種自動車（パトカー）
を運転中、転回のため交差点で切り返す際、後方の安全確認が不十分であったため、
後方から進行してきた和解の相手方所有の原動機付自転車に衝突し、双方の車両が
破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年4月18日専決）

（警察本部監察課）

和解の相手方：倉吉市 個人

和解の要旨：県は、和解の相手方が損害賠償請求権を放棄したため、損害賠償金を支払わない。
（県過失 3 割）

事故の概要：平成 27 年 12 月 8 日、倉吉警察署の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、
交差点を直進する際、右方道路から右折進入してきた和解の相手方所有の軽乗用自
動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(10) 工事請負契約（県立米子東高等学校管理・教室棟新築工事（建築第一工区））の締結についての
議決の一部変更について（平成28年4月20日専決）（教育環境課）**

安全確保のための仮設通路の追加整備等により、請負代金額が増となることに伴い、請負代金額の
変更を行うものである。

（変更内容）

契約金額：現行 630,339,840 円 → 変更後 636,026,040 円（5,686,200 円の増）

(11) 鳥取県育英奨学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成28年4月20日専決）

（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県育英奨学資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求め
るとともに、仮執行の宣言を求める。

(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年4月23日専決）（県土総務課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 鳥取市 個人
丙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 743,040 円を乙に、40,000 円を丙に、それぞれ支払うものとする。また、県は、人身損害に対する損害賠償金 173,945 円を甲に、153,582 円を乙に、それぞれ支払うものとする。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 27 年 11 月 18 日、鳥取県土整備事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、交差点において信号機が青であると誤信し直進したところ、左方から発進してきた和解の相手方甲が運転する和解の相手方乙所有の小型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損するとともに、甲及び当該小型乗用自動車に同乗の和解の相手方乙が負傷したものである。

(13) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成28年4月25日専決）（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(14) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について（平成28年4月25日専決）（人権教育課）

相手方：借受者 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

(15) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年5月10日専決）（県土総務課）

和解の相手方：甲 兵庫県姫路市 企業
乙 米子市 個人
丙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、物的損害に対する損害賠償金 1,609,546 円を甲に、411,600 円を乙に、735,544 円を丙に、それぞれ支払うものとする。（県過失 10 割）

事故の概要：平成 27 年 12 月 14 日、鳥取県土整備事務所の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方丙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、運転操作を誤り、対向車線にはみ出したため、対向車線を走行中の和解の相手方甲所有の普通特種自動車（冷蔵冷凍車）に衝突し、双方の車両が破損したものである。
また、双方の車両が衝突したはずみで、当該軽乗用自動車の破片が、和解の相手方乙所有の小型乗用自動車に衝突し、同車両を破損させたものである。

(16) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（平成28年5月10日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 鳥取市 個人
乙 鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 63,018 円（県過失 3 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：平成 28 年 2 月 28 日、和解の相手方甲が、主要地方道鳥取鹿野倉吉線を和解の相手方乙所有の軽乗用自動車で行く途中、沿道の斜面から路上に落下していた石に乗り上げ、同車両が破損したものである。

報告第 2号 長期継続契約の締結状況について

件 数 新規 47件 変更 2件